

「おおた生涯学習推進プラン」推進会議設置要綱

令和 4 年 12 月 7 日

4 地地発第 13102 号

(設置)

第 1 条 大田区における生涯学習の推進について広く意見を求め、生涯学習の推進に関わる多様な主体と連携・協働し、おおた生涯学習推進プラン（「以下プラン」という。）で掲げた基本理念を実現するため、「おおた生涯学習推進プラン」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) 次期プランの策定にあたり必要な事項に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 区民 2 名程度
- (2) 大田区青少年対策地区委員会 1 名
- (3) 区立小学校 P T A 連絡協議会及び区立中学校 P T A 連絡協議会 各 1 名
- (4) 大田区立小学校校長会及び大田区立中学校校長会 各 1 名
- (5) 自治会町会関係者 1 名
- (6) 学識経験者 3 名程度
- (7) 公益財団法人大田区文化振興協会事務局長 1 名
- (8) 公益財団法人大田区スポーツ協会事務局長 1 名
- (9) その他区内で生涯学習の機会を提供している主体 2 名程度

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に規定する任期の途中で委員が辞職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 推進会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 前項の規定は、第2項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
- 5 会長が必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議は、会議及び議事要旨を公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある

あると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 会議の内容に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事要旨の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係したものは秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員には、予算の範囲以内において報償費を支払うものとする。ただし、第3条第4号に規定する委員並びに区職員としての身分を有する委員を除く。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、地域力推進部地域力推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は地域力推進部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。